



農業 農林振興課からのお知らせ

問 農林振興課 営農推進係
☎476-1111(514)

◆畑地かんがいでの水利用について

野方地区（第五曾於南部）につきましては、無料で給水栓の設置ができる事業が平成 30 年度で終了いたします。同様に、畑かん散水器具購入につきましても、県がその費用の約 8 割を補助する事業も完了しますので、お申し込みは平成 29 年 12 月末までをお願いいたします。

◆畑かん散水器具の無料貸し出しについて

町では、畑かん散水器具の無料貸し出しを行っていますが、平成 29 年度から曾於南部土地改良区においても以下の散水器具につきまして貸し出しを行うことができるようになりました。

（散水器具）

- ロールカー（自走式散水器具）
- 移動式レインガン
- 移動式スプリンクラー
- 噴射ホース
- 付属品一式

希望される方は、曾於南部土地改良区または農林振興課営農推進係までお問い合わせください。なお、貸し出しにつきましては、下記のような優先順位がありますのでご注意ください。

（優先順位 1）散水器具の設置申し込みをしている方で、納品待ちの方。

（優先順位 2）給水開始されている方で、散水器具を使ってみたい方。

（優先順位 3）散水器具を使って、水利用を体験してみたい方。

※貸し出し用の散水器具は、数に限りがありますので、利用を希望される場合は早めに申請していただきますようお願いいたします。

◆新たに就農された方々へ

町では、以下の方を対象に補助金を交付しています。

【対象者】

平成 29 年度までに就農された方で、大崎町に居住し、就農計画に基づき一定規模の農地または施設などの保有予定者のうち次のいずれかの要件を満たす方。

- (1) 新規学卒者
- (2) 新規参入者（概ね 45 歳以下）
- (3) Uターン者（概ね 45 歳以下）

※以前、新規就農奨励補助金の交付を受けた方は対象外です。

補助金の交付を希望される方は、下記へご連絡ください。

【お問い合わせ先】

■畑かん散水器具の無料貸し出しに関すること
曾於南部土地改良区 ☎ 471-0171

■新規就農支援に関すること
農林振興課 営農推進係 ☎ 476-1111（内線 514）